

○東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則

( 昭和40年4月3日  
規則第2号 )

改正	昭和42年	9月22日	規則第2号
	昭和43年	7月29日	規則第3号
	昭和50年	4月 1日	規則第2号
	昭和51年	4月 9日	規則第3号
	昭和54年	3月24日	規則第3号
	昭和59年	6月12日	規則第1号
	昭和61年	8月26日	規則第4号
	昭和62年	3月16日	規則第1号
	昭和62年	5月13日	規則第2号
	平成 元年	6月 1日	規則第4号
	平成 2年	4月16日	規則第2号
	平成 4年	7月27日	規則第2号
	平成 5年	4月 1日	規則第2号
	平成 9年	3月11日	規則第2号
	平成14年	3月28日	規則第2号
	平成26年	3月31日	規則第2号
	平成30年	2月26日	規則第2号
	令和 5年	3月30日	規則第2号

(目的)

**第1条** この規則は、東京都市町村職員退職手当組合負担金条例（以下「負担金条例」という。）第5条の規定に基づき、組合を組織する地方公共団体（以下「構成団体」という。）の負担金の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(普通負担金の納付)

**第2条** 負担金条例第2条各項（第4項を除く。）に規定する普通負担金の納入について、組合管理者は、毎年4月1日現在の給料月額により普通負担金を計算し、普通負担金納入通知書（負様式第1号）を当該構成団体に送付する。

2 構成団体は、前項の普通負担金納入通知書による額を、当該年度の4月分から2月分

まで納付するものとする。ただし、特別職負担金については、年度の中途において負担金額の変更を行うことができるものとする。

- 3 3月分の負担金については、構成団体において職員に対し支払われた、給料の当該年度決算額に基づき調整した額と、前項で納付された額により精算する。
- 4 負担金条例第2条第4項に規定する普通負担金については前3項にかかわらず、組合管理者は当該職員が採用されたときに計算し、普通負担金（退職派遣者採用時）納入通知書（負様式第2号）を当該構成団体に送付し、当該構成団体は、組合管理者が指定した納期により納付しなければならない。
- 5 給料が、日額で定められているものについては、21日分をもって給料月額とする。  
（特別負担金の納付）

**第3条** 負担金条例第3条各号に規定する特別負担金の納入について、組合管理者は特別負担金納入通知書（負様式第4号）を当該構成団体に送付し、当該構成団体は、組合管理者が指定した納期により納付しなければならない。

- 2 負担金条例第5条第2項に規定する特別負担金の分割納付の必要ある場合において、当該構成団体は、特別負担金分割納付申請書（負様式第5号）によりその旨を組合管理者に申し出て承認を受けなければならない。  
（督促）

**第4条** 組合管理者はすべての負担金が納期内に完納されないときは、当該構成団体に対し納期限後10日以内に督促状（負様式第6号）を発するものとする。  
（その他必要な事項）

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合管理者が別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

#### 附 則（昭和42年9月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年4月15日から適用する。

#### 附 則（昭和43年7月29日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和50年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（昭和51年4月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和54年3月24日規則第3号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和59年6月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和61年8月26日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和62年3月16日規則第1号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和62年5月13日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成元年6月1日規則第4号）

この規則は、組織団体の職員ごとに規則で定める日から施行する。ただし、この規則による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前については、なお従前の例による。

**附 則**（平成2年4月16日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

**附 則**（平成4年7月27日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年7月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の規定は、日曜日並びに毎月の第2土曜日及び第4土曜日が地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条の2第1項に規定する休日として定められている組織団体又はこれに相当する組織団体にあつては、なお従前の例による。

**附 則**（平成5年4月1日規則第2号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則施行の際、この規則による改正前の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の様式は、当分の間補正して、なお使用することができる。

**附 則**（平成9年3月11日規則第2号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、負担金の納付方法は、当分の間、この規則による改正前の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の納付方法により納付することができる。

**附 則**（平成14年3月28日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則施行の際、この規則による改正前の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の様式は、当分の間補正して、なお使用することができる。

**附 則**（平成26年3月31日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の様式は、この規則による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

**附 則**（平成30年2月26日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の様式は、この規則による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の様式にかかわらず、当分の間補正して、なお使用することができる。

**附 則**（令和5年3月30日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の様式は、この規則による改正後の東京都市町村職員退職手当組合負担金条例施行規則の様式にかかわらず、当分の間補正して、なお使用することができる。

負様式第1号（第2条関係）

普通負担金納入通知書

年度分		構成団体	
区	分	職員数	給料総額・報酬月額
一般職	年月日現在	人	円①
特別 年月 日現在 職	長		円②
	副市町村長		円③
	地方公営企業の管理者		円④
	教育長		円⑤
			円⑥
普通 負担 金	一般職負担金	①× /1000= 円⑦	
	特別職負担金	②× /100+③× /100+ (④+⑤) × /100+⑥× /100= 円⑧	
	合計	⑦ + ⑧ = 円	

調整欄

年度決算額に基づき調整した額			4月から2月まで11カ月分の納付額		
一般職	円		一般職	円	
特別 職	長		特別 職	長	
	副市町村長			副市町村長	
	地方公営企業の管理者			地方公営企業の管理者	
	教育長			教育長	
合計	円⑨		合計	円⑩	
年度3月分納付額			⑨-⑩= 円		
年度過不足金			円		

備考

負担金条例の規定により上記のとおり普通負担金を納付ください。  
年 月 日

様

東京都市町村職員退職手当組合  
管理者

負様式第2号（第2条関係）

普通負担金（退職派遣者採用時）納入通知書

職 員 氏 名			
普通負担金	円	納入期限	年 月 日

内 訳

採用時の 給料月額	負担金条例 第2条第2項 に規定する 負担割合	始 期	終 期	期 間	普通負担金
	/1000	・ ・	・ ・	年 月	
	/1000	・ ・	・ ・	年 月	
	/1000	・ ・	・ ・	年 月	
	/1000	・ ・	・ ・	年 月	
	/1000	・ ・	・ ・	年 月	
	/1000	・ ・	・ ・	年 月	
合 計				年 月	

負担金条例の規定により上記のとおり普通負担金を納付ください。

年 月 日

様

東京都市町村職員退職手当組合  
管理者

負様式第3号 (第2条、第3条関係)

東京都市町村職員退職手当組合負担金  
領 収 書

年度		(納人)					
金額							円
	年 月分						
区 分		人員	負 担 金				
負担 金 内 訳	普通 負担 金	一般職	人				円
		特別職					
	特別負担金						
	合 計						
(備考)							
上記のとおり領収しました。							
納入場所 東京都市町村職員退職手当組合 指定金融機関 みずほ銀行 立川支店 普通預金No.203621						領収日付印	

(納入者保管)

東京都市町村職員退職手当組合負担金  
納 入 書

年度		(納人)					
金額							円
	年 月分						
区 分		人員	負 担 金				
負担 金 内 訳	普通 負担 金	一般職	人				円
		特別職					
	特別負担金						
	合 計						
(備考)							
上記のとおり納入します。							
納入場所 東京都市町村職員退職手当組合 指定金融機関 みずほ銀行 立川支店 普通預金No.203621						領収日付印	

(金融機関保管)

東京都市町村職員退職手当組合負担金  
納入済通知書

年度		(納人)					
金額							円
	年 月分						
区 分		人員	負 担 金				
負担 金 内 訳	普通 負担 金	一般職	人				円
		特別職					
	特別負担金						
	合 計						
(備考)							
上記のとおり通知します。							
指定金融機関 みずほ銀行 立川支店 普通預金No.203621						領収日付印	
東京都市町村職員退職手当組合管理者 殿							

(退職手当組合保管)

負様式第4号 (第3条関係)

特別負担金納入通知書

特別負担金	円
納入期限	年 月 日

内 訳

裁定番号	氏 名	退職手当額 円	普通退職手当額 円	差引特別負担金 円
合 計				

備考

負担金条例の規定により上記のとおり特別負担金を納付ください。

年 月 日

様

東京都市町村職員退職手当組合  
管理者

負様式第5号 (第3条関係)

特別負担金分割納付申請書

職 氏 名			
退 職 事 由			
特別負担金額		分割の希望回数	
償 還 計 画	元 金	利 息	金

上記の職員に対する特別負担金は、負担金条例第5条第2項の規定により、分割納付したいので申請いたします。

年 月 日

東京都市町村職員退職手当組合管理者 様

市町村長  
管 理 者

印

負様式第6号 (第4条関係)

督 促 状

下記の金額が納入されておられませんので、速やかに納付して下さい。

記

負担金の種類	
納付期限	
納付金額	
延滞金	年 月 日から完納まで日歩4銭の割合で 計算した額

年 月 日

長 (管理者) 様

東京都市町村職員退職手当組合  
管理者